

はりまちょう
「播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例」(案)に対する
パブリックコメント実施要領
じっしりょうりょう

はりまちょう
播磨町では、「播磨町人権尊重のまちづくり条例」を制定し、全ての人がお互いの人権を尊重し合う
しゃかい じつげん と く すす なか すべ あんしん すこ
社会を実現する取り組みを進めているところですが、その中でも全てのこどもたちが安心して健やかに
せいちょう
成長することができるよう、こどもの権利をしっかりと守るまちづくりを進めるための基盤となる「(仮称)
はりまちょう
播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例」を作成しました。この条例には、小学4年生から中学3
ねんせい こうぼ はりまちょう か い ぎ い ん たずさ じょうれい めい およ ぜんぶん けんとう
年生までで公募した「播磨町こども会議委員」が携わり、条例名及び前文を検討するとともに、委員が
3つに絞った条例名について町内の小学4年生から中学3年生までを対象とし、投票してもらったうえ
で一番投票の多かった条例名としました。

この条例素案に関し、みなさまからのご意見を募集します。

1 意見募集案件名 「播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例」(案)

2 意見提出者

(1) 町内に住所を有する者

(2) 町内に通勤・通学している者

(3) 町内に事務所・事業所を有する法人・団体

3 意見募集期間 令和7年9月16日(火)から令和7年10月15日(水)まで

4 資料等の閲覧・入手方法

(1) 播磨町こども課窓口(募集期間中の平日午前9時から午後5時まで)

(2) 播磨町中央公民館(募集期間中の平日午前9時から午後9時まで)

(3) 東部・西部・野添・南部コミュニティセンター(募集期間中の平日午前9時から午後9時まで)

(4) きっずなホール(播磨町土山駅南交流スペース)(募集期間中の午前7時から午後7時まで)

(5) 本町ホームページからもダウンロードできます。

裏面に続きますので、ご確認ください。

5 意見の提出方法

住所、氏名及び連絡先を、法人その他の団体にあつては、団体名、代表者名、意見提出担当者名、所在地及び連絡先を明記の上、提出期限までに次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 窓口持参による提出 播磨町役場 こども課 家庭支援係(6番窓口)

(2) 郵送による提出(締切日必着)

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町役場 こども課 家庭支援係

(3) ファクシミリによる提出 ファクシミリ番号:079-435-0831

(4) 電子メールによる提出 メールアドレス:kodomo03@town.harima.lg.jp

メールの件名は、「(仮称)播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例に対する意見募集について」としてください。

(5) インターネットアンケートフォームによる提出

下記のQRコードを読み込み、アンケートフォームからご提出ください。

17歳までの人用⇒



18歳以上の人用⇒



6 その他留意事項

- ・当パブリックコメントは、条例(素案)に対して広くご意見等をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- ・お寄せいただいたご意見等は、条例制定の参考にさせていただきます。また、住所、氏名等個人情報を除き、本町のホームページ等で公表する場合があります。
- ・住所、氏名等の個人情報は、お寄せいただいたご意見等の内容を確認する場合に使用します。個人情報をパブリックコメントの業務に係る目的以外に使用することはありません。
- ・お寄せいただいたご意見等の返却及び個別の回答は行いませんので、ご了承ください。
- ・匿名での意見提出や電話又は口頭でのご意見等はお受けできません。

7 お問い合わせ

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町役場 こども課 家庭支援係

電話番号:079-435-2362

メールアドレス:kodomo03@town.harima.lg.jp